



浦添市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 30 日

浦添市長

松本哲也

浦添市条例第 24 号

浦添市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

浦添市証人等の実費弁償に関する条例（昭和54年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条中「実費弁償として」の次に「日当及び」を加える。

第3条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項ただし書を削り、同項を第2項とし、第1項として次の1項を加える。

前条の規定により支給する日当の額は、1日につき2,000円とする。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

浦添市証人等の実費弁償に関する条例（昭和54年条例第30号）新旧対照表

現行	改正後（案）
浦添市証人等の実費弁償に関する条例 昭和54年12月20日 条例第30号 （実費弁償） 第2条 次に掲げる証人等に対しては、実費弁償として_____旅費を支給する。ただし、市から給料又は報酬を受ける者が職務の関係で証人等となった場合には、これを支給しない。 （1）～（9） 〔略〕 （額及び支給方法） 〔新設〕 前条の旅費の額及び支給方法については、浦添市職員の旅費に関する条例（昭和53年条例第22号）に規定する市長及び副市長の支給の例による。<u>ただし、宿泊を伴わない県内旅行及び市内の旅行の日当については、同条例第16条第2項本文の規定にかかわらず、2,000円を支給する。</u> <u>2</u> 〔略〕 <u>3</u> 〔略〕 <u>4</u> 〔略〕	浦添市証人等の実費弁償に関する条例 昭和54年12月20日 条例第30号 （実費弁償） 第2条 次に掲げる証人等に対しては、実費弁償として<u>日当及び旅費</u>を支給する。ただし、市から給料又は報酬を受ける者が職務の関係で証人等となった場合には、これを支給しない。 （1）～（9） 〔略〕 （額及び支給方法） 第3条 <u>前条の規定により支給する日当の額は、1日につき2,000円とする。</u> <u>2</u> 前条の旅費の額及び支給方法については、浦添市職員の旅費に関する条例（昭和53年条例第22号）に規定する市長及び副市長の支給の例による。_____ _____ <u>3</u> 〔略〕 <u>4</u> 〔略〕 <u>5</u> 〔略〕